

UNEPとILECとの覚書（素訳）

国連環境計画（以下UNEPという）は、地球環境アジェンダを設定し、持続可能な開発の環境側面の実施を一貫して促進し、地球環境の権威ある主唱者としての役割を果たす主導的な国連の環境機関である。

UNEPの地球規模での主要な使命は、持続可能な生物多様性と淡水系などの自然と天然資源と生態系サービスの保全、保護と維持であり、人類と生態系のニーズに対応して、生態系サービスの持続可能な利用のために、淡水湖と貯水池流域および繋がった静水系と動水系の包括的、全体的および参加的管理に特に焦点を当てることにより、水資源の管理における環境の持続可能性に実質的に貢献するという目標を有している。それによって持続可能な開発目標（SDGs）の達成を導くこととしている。

中でもUNEP-DEWA（早期警報環境アセスメント局）は、世界の生物多様性、淡水資源など自然とその資源を保全、保護、維持するために必要とされるデータや情報や経験を提供するための科学ならびに科学的な評価を主導する使命を有している。

国際湖沼環境委員会（以下ILECという）は、滋賀県により1986年に設立され、日本政府により財団法人として認定されており、環境保全と持続的な開発の調和を達成するための合理的な方法に関する調査や研究を促進し、湖沼管理に関する知識を世界に普及することを通じて、世界の湖沼環境保全と適正な環境管理の促進に向けて国際的な協力を推進することを継続的な使命としている。

UNEPとILEC（以下“両者”という）は、世界の生物多様性、淡水など、地球環境と天然資源の保全・保護・育成・維持に関して共通の目的と目標と共有するものであり、それは世界の湖沼の重要性とそれらが提供する生活を支える生態系サービスを広範囲の人々が認識し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を支えるための手段の一つとして、湖沼と他の静水系に関する地球規模の理解を達成するというUNEPの重要な課題に合致するものである。

両者は、2011年4月13日に締結された覚書に基づき、これまでは湖沼とその流域の世界的な理解に向けて協力してきた。

両者は、環境分野における共通の目標を達成するための協力と有効性を確固とし、発展及び具体化を目指して、この覚書（以下MOUという。）を締結する。

ここに、両者は、このMOUに基づいて以下のように協力することを決定した。

第1条 解釈

1. このMOUの付帯資料はこのMOUの一部とみなされる。特別な事情が無い限り、このMOUへの照会は付帯資料を含むこのMOUへの照会と解釈され、このMOUの条項に従って有効であり、また修正される。

2. このMOUに従った活動、プロジェクト、プログラムが実施される場合には、資金の移動を含め、両者の間で適切な法的合意に至ることが必要である。
3. このMOUは、両者の現在の完全な理解を表しており、口頭、書面にかかわらず、関連する主題についての従前のMOU、連絡事項、申し入れ事項に優先する。
4. このMOUの条項で実施を要求されることに対するいずれの機関の不履行も、該当する条項あるいはこのMOUの他の条項を放棄するものではない。

第2条 目的

1. このMOUの目的は、生物多様性や淡水、それらが提供する多様な生態系サービスを含む世界規模での地球環境と天然資源の保全、保護、育成、維持に関して、両者の協力と理解の枠組みを提供するとともに、目的や目標をさらに共有し、両者の協力を促進することにある。
2. 上記の目的は以下のことをとおして達成される。
 - a. 両者の間で定期的な対話と共同協力活動を行なう。
 - b. 第1条、第2条で述べられる共同の活動、プロジェクト、プログラムを定義し、実施するために、両者間で個別に法的文書を取り決める。

第3条 協力分野

1. 協力分野はこのMOUに示される協力の枠組みを通じて互いの合意によって決められる。このMOUに基づく方針や優先事項は第4条に基づき、両者によって毎年見直すことができる。これにより、環境ならびに持続的な開発の分野において新たに発生する問題により柔軟に対応できる。
2. 継続的な協力と協働の精神に則り、UNEPの運営理事会で承認されたUNEPの使命とプログラムの一部を構成するこのMOUの包括的なテーマとして以下のとおり合意した。以下に挙げる協力分野は、ILECの使命に沿った優先事項または進行中の活動でもある。
 - A) 統合的湖沼流域管理（以下ILBMという）の共同推進、実施および改良。
 - i) ILBMを有効に実践していくための湖沼や他の静水系流域のガバナンスと社会経済に関する広範な課題の特定と評価、およびILBMの概念を統合的水資源管理（IWRM）に統合し、補完する方策に関する協力。

- ii) 静水系とそれが人類や自然に提供する生態系サービスに向けた評価と管理の手引きとなるような、先住民族の知識を含む I L B Mに関する知識、データ、実施事例（地域固有の情報を含む）の発掘、収集、分析、とその普及にかかわる継続的な協力。
- B) 湖沼や他の静水系流域の環境およびガバナンスに関する諸課題を特定、評価、改良、解決するための評価手順、手法および指標の共同開発、促進、普及。
- i) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成を支える両者の指針の特定、開発、促進に関する協力。
 - ii) 関連する利害関係者の認識を含む生態系サービスの持続可能性を評価するための有効な評価手法の共同開発、改良、実践に関する協力。また、国際越境水域評価プログラムのフォローアップとしての非越境水域評価に関する協力。
- C) 有益性を考慮したうえで I L E C主催の世界湖沼会議（WLC）やUNEPの地球環境展望の開発などにおいて上記の取り組みや活動に関する情報の伝達や普及を進めるための共同セッションを開催するなど、両機関の使命や業務に関係する、あるいは適合する国際的、国、地域レベルの水関連プログラム、活動やワークショップに取り組むための協力や共働。
- D) I L E CとUNEPが作成した既存の情報や資料、法律、制度、技術、利害関係者、生態系調査など必要に応じて共同開発した新しい資料の中で、湖沼や他の静水系、適切な場合にはそれらの連鎖を含む地域、国、地球規模のプロジェクトやプログラムを実施するために有用なものについての共同利用と普及。
3. 上記で特定された項目はすべての協働・協力の可能性を網羅するものではなく、また両者にとって関心のあり、使命に合致する新たな活動やプログラムを提案し、あるいは取り組むことを制限するものではない。

第4条

協力の進めかた

1. UNEPとILECは、第3条で示された協力分野について、予め両者で議題に合意したうえで、定期的に話し合い、共同プロジェクトの策定や進行状況の確認を行なう。このような会合は、毎年最低1回は開催され、その中で、
 - a. このMOUの目的を進めるための技術的、あるいは法的な取り決めについて討議するとともに、
 - b. 上記第3条に示された重点協力分野におけるILECの分担業務の進行と両組織の共同の便益に関連するUNEPの取り組みの進行を別に定められた法的な取り決めに従って検討する。

2. 上記で定められた範囲において、特定地区、国、地域における活動の準備など、協力分野における重点事項に取り組むために、UNEPの関連部局とILECによって、必要に応じ、暫定的に両者の会合を、事務レベル、あるいは専門家同士で開催することも可能である。
3. 重点分野の中で合意された活動・プロジェクト・プログラムの実施にあたっては、UNEPとILECはそれらに取り組むために適切な法的な取り決めを定める。このMOUのもとで協力分野を決めるにあたっては、関連する分野におけるILECの対応可能な地理的範囲、実行能力や経験などが考慮される。
4. ILECは、このMOUが目的とするような政策に関係する会合を外部機関と開催する場合、必要に応じてUNEPを招待することとする。

第5条

パートナーとその職員の地位

1. UNEPとILECは、ILECがUNEPを含む国連とは全く別の異なる機関であることを認識・了解する。このMOUに従って事業活動を実施するためにILECが雇用した人員並びに、ILECの従業員、職員、代表者、代理人、契約者は、如何なる目的、如何なる意味においてもUNEPを含む国連の従業員、職員、代表者、代理人、契約者ではないし、UNEPを含む国連の従業員、職員、代表者、代理人、関連機関は、如何なる目的においてもILECの従業員、職員、代表者、代理人、関連機関とみなされることはない。
2. このMOUのいかなる内容も両者間の合弁事業、代理店または利益団体、またはその他の正式なビジネスグループを構成するものとはみなさない。どちらの機関も、同意および合意なしに、他方の機関を代表して法的に拘束力のある宣言を行使することはできない。ILECは、その職員に対して、彼らはILECの職員であって、UNEPは彼らに支払われるべき給与、賃金、保険、各種手当などについて責任が無いことを書面で知らせる必要がある。ILECは、かかる給与、賃金、保険金および給付金（そのような人員に対する退職金または退職金の支払いを含むがこれに限定されない）すべてについて単独で責任を負うものとする。ILECの職員に対する給与、賃金、保険、手当、また特に限定しないが、退職、離職などに伴う支払いについては、すべてILECのみが責任を有するものであり、UNEPは、これらについては口を挟まないし、また責任を有するものではない。

第6条

資金拠出

1. 機関のそれぞれの規制、規則、方針によって許可されている範囲内で、第2項に従うことを条件として、機関は、このMOUに従って開発または実施される活動、プロジェクトおよびプログラムを支援するために、公共および民間セクターからの資金調達に携わることができる。

2. UNEPもILECも、このMOUの範囲内の活動であってもどちらか一方の名前あるいは一方を代表する形で第三者と共同で実施される活動については資金を拠出する必要はない。

第7条 紛争の解決

1. 両機関は、このMOUから生じるいかなる紛争、論争、または請求について、友好的に解決するために最善の努力をするものとする。両機関が調停にて友好的和解を求めたい場合は、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）調停規則に従って、または両機関で合意されたその他の手続に従って調停を行うものとする。
2. このMOUから生じる両機関間の紛争、論争、または請求が、前述の副条項に従って友好的に解決されない場合は、いずれかの機関によってUNCITRAL仲裁規則のもとで仲裁することができる。仲裁廷は、懲罰的損害賠償を行う権限を有しない。両機関は、その論争、請求または紛争の最終裁定の結果として言い渡された仲裁裁定に拘束されるものとする。

第8条 公式紋章・ロゴマーク

1. UNEPもILECも、両者が作成する出版物や書類著作において、略号を含み、他者、およびその附属機関、関係機関、認証機関などの名前、ロゴマーク、商標を使用する場合は、個々に書面による他者の承諾を必要とする。
2. 商業目的の活動のために、国連やUNEPの名前またはロゴマーク、あるいはその略記号などを使用してはならない。国連やUNEPの名前またはロゴマークは、相互に合意されない限り、ILECの実施またはサービスのUNEPによる承認を示唆するような方法で使用することはできない。
3. ILECは、国連とUNEPは国際的で公正で独立した地位あり、その名前とロゴマークが政治的、宗教的事由、あるいは国連とUNEPの地位に反する形で使用できないことを認知する。
4. 両機関は、適切に、このパートナーシップを認識し了承することに同意する。この目的のために、両機関は、この認識と了承の方法と形態に関して互いに協議する。

第9条 知的財産権

1. 第9条2項に別段の定めがある場合を除き、MOUのいかなる内容も、両者の知的財産権の付与または示唆をするものと解釈されるものではない。
2. 両者は、このMOUに基づいて、または別途定められる法的な取り決めにしたがって実施される活動から生まれるプロジェクトまたは便益に関連して適切に保護することがで

きる知的財産権を予見する場合に、互いに協議するものとする。

第10条 通知・修正

1. このMOUを執行するために必要と考えられる変更について提案や申し入れがある場合、当該機関は一月以内で書面で相手機関に通知するものとする。
2. 上記第10条1項に基づく通知を受領した機関は、その申し入れや提案事項について合意を目指して互いに協議する。
3. このMOUは、両者の同意によってのみ修正され、書面で確認する。

第11条 国連機関の特典・免責事項

1. このMOUとそれに関連する何事も国連およびその附属機関の有する特典や免責事項の放棄、表明、表示とはなるものではない。

第12条 終了

1. このMOUは、一方の機関が、他方の機関に対して書面にて一ヶ月前にその旨を通知することによって終了する。
2. 特に他の取り決めが無ければ、このMOUに伴う法的な取り決めのもとで定められた権利や義務は、このMOUの終了と共にその効力を失う。

第13条 機密保持

1. 情報の取り扱いは、各機関の機密保持方針に従うものとする。
2. 内部文書または、その内容、創作、伝達の状況により機密とみなされるべき文書を開示する前に、機関は他方の機関の明示的な書面による同意を得るものとする。しかし、他方の機関内部への開示、機密文書を開示する機関が管理する事業体、または共通の支配下にある事業体、または機密保持契約を締結している事業体に開示することは第三者への開示とは見做されず、事前許可を要求されないものとする。

3. 国際連合憲章に基づいて設立された国連の主要機関または補助機関は、UNEPに対して共通の支配下にある事業体とみなされる。

第14条 責任

1. 両者は、このMOUに関する活動または手落ち、ならびにそれぞれの職員から生じるすべての請求または要求に対処する責任がある。
2. ILECは、国連とUNEP、その関係者、職員および代表者に対し、ILECによるこのMOUに関する活動または手落ちに起因して発生する可能性のあるあらゆる種類の訴訟、請求、要求および責任を自らの負担で解決し補償するものとする。

第15条 有効期間

1. このMOUは、上記の第10条に従い改訂または更新されない限り、または第12条に従って終了する場合を除き、署名者の署名日に効力を発し、5年間有効であり、2021年12月31日に失効する。ただし、MOUの内容は毎年見直すものとする。

以上について、UNEPとILECの然るべき権限を有する代表者が下記に署名する。

国連環境計画 (UNEP)

(公財) 国際湖沼環境委員会 (ILEC)

Jacqueline McGlade
早期警報環境アセスメント局長
署名日 2016.8.8

浜中 裕徳
理事長
署名日 2016.8.2